

平成28年大川市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月8日(金)

開 会 午前9時30分～午前10時閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(16人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 10番 眞崎 直満

12番 植木 幸治 13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦

15番 佐藤 操

4. 欠席委員(0人)

5. 付議議題

議案 第10号 農業委員会職員の任免について

議案 第11号 農地法第5条許可申請について

議案 第12号 大川市農用地利用集積計画について

報告 第4号 農地法第18条第6項通知について

報告 第5号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第4回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成28年第4回大川市農業委員会総会」を開会いたします。それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

議 長 最初に、議案第１０号農業委員会職員の任免についてを議題といたします。
審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第１０号農業委員会職員の任免についてご説明いたします。
議案書の１ページをご覧ください。農業委員会職員の任免をしたいので農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定により承認を求める。４月１日付けで人事異動が発令されましたので、報告します。平田好昭局長が環境課長に・龍雅明君が国土調査課に異動されました。その代わりに、柿添量之局長が環境課長から、また、高良崇史君が建設課から異動して来られました。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、本件についてご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
これで審議を終わります。
ただいまから採決いたします。
議案第１０号農業委員会職員の任免について賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第１０号農業委員会職員の任免については承認することに決しました。
それでは、職員の挨拶をお願いします。
（柿添局長・高良崇史の順に挨拶）

議 長 職員の力強い挨拶をいただき誠にありがとうございました。
次に、議案第１１号農地法第５条の許可申請についてを議題といたします。
１番から３番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第１１号農地法第５条の許可申請についてご説明いたします。
議案書の２～３ページをご覧ください。１番は、用途地域内の農地で第３種農地であり、貸店舗（コンビニ）として、賃貸借権設定をするものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。２番は、農振地域内でおおむね１０haの広がりがあり、第１種農地であります。集落接続しており、所有権移転売買して一般住宅を建設するものです。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。３番は、同じく農振地域内でおおむね１０haの広がりがあり、第１種農地であります。集落接続しております。また、この農地は、平成２６年１０月１７日除外許可が出てお

り、以前は農用地でありました。現在は白地であります。農地所有は父であり、親子間の使用貸借権設定をして、息子が整骨院併用住宅を建設するものです。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

宮原委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しており、事務局の説明どおり、用途地域内であり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、2 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

辻委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、3 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

梅崎委員 申請人より連絡があり、現地確認したところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

3番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、3番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第11号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第12号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 議案書の4～5ページをご覧ください。大川市長より平成28年3月25日付けで農地利利用集積計画の決定を求められています。所有権移転売買の2件であります。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議長 ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第12号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第12号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、報告第4号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。

農地法第18条第6項の通知についてを報告いたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 議案書の6～7ページをご覧ください。

報告第4号農地法第18条第6項の通知についてご報告いたします。

4件の届出がっております。利用権設定の合意解約が4件でございまして、解約理由は借り手の変更でございます。以上です。

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございま

せんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。

農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 議案書の8ページをご覧ください。

報告第5号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。

2件の届出がっております。解約理由は借り手の変更と本人耕作でございます。

以上です。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

皆さん、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第5号を終わります。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

13番 古川 敬次郎 委員

14番 志牟田 文彦 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、左様決しました。

以上で、第4回大川市農業委員会総会を閉会いたします。